

知立市中小企業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市中小企業振興基本条例（平成25年知立市条例第2号）第14条第6項の規定に基づき、知立市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 振興会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 振興会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 振興会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 振興会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 振興会議の庶務は、市民部経済課において処理をする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。